



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

559 令和3年度オープン系人事給与システム構築、運用保守及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課)..... 1
560 指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障害福祉課)..... 3
561 指定自立支援医療機関の指定	( " )..... 3
562 "	( " )..... 4
563 "	( " )..... 4
564 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 4

### ○ 収用委員会告示

6 土地収用法による裁決手続開始の決定	..... 4
---------------------	---------

### ○ 公告

入札公告	(情報政策課)..... 9
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 12

### ○ 監査公表

監査公表第14号	..... 12
監査公表第15号	..... 13
監査公表第16号	..... 14
監査公表第17号	..... 16

## 告 示

### 和歌山県告示第559号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、令和3年度オープン系人事給与システム構築、運用保守及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

令和3年度オープン系人事給与システム構築、運用保守及び賃貸借

##### (2) 契約期間

契約締結日から令和10年6月30日(金)まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)。

以下「要綱」という。)第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会の登録商標をいう。）を付与されている者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからクまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の(2)に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の(3)の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の(4)の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の(5)に掲げる資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) (1)のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和3年5月25日（火）から同年6月8日（火）までの

和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年6月9日（水）午前9時から同月11日（金）午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年6月9日（水）から同月21日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和3年6月21日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2414

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和3年7月5日（月）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2) の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

#### 和歌山県告示第560号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

令和3年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞退年月日
プラム調剤薬局	和歌山市吹上2-12-6	大尻真琴	令和3.3.31

#### 和歌山県告示第561号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ねごろクリニック	和歌山市中之島2345	根来佳則	令和 3. 5. 1

#### 和歌山県告示第562号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
アイム薬局 ごぼう ひだか店	御坊市藪381-10	岡本真紀	令和 3. 5. 1

#### 和歌山県告示第563号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社プライマリーネット	大阪府阪南市下出346番地の1	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション那賀	令和 3. 5. 1

#### 和歌山県告示第564号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3556	紀の川市下井阪字西垣内84番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵	令和 3. 5. 10	6. 00	61. 23

### 収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和3年5月13日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和3年5月25日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目		地積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況							
和歌山県 東牟婁郡 串本町和 深字二ノ 本	2859番1 及び 2859番4	山林	山林	4,351.60	41.73	山崎竹春	東京都文京区本駒込5丁目44番4-204号 ただし、土地登記記録上の住所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字朝日二丁目144番地	オリックス債権 回収株式会社	東京都港区 浜松町二丁目4番1号	根抵当権
		田	畑	259.93	—	伏見恵美子	和歌山県東牟婁郡串本町和深 2800番地	—	—	—
和歌山県 本町和深字二ノ本 2855番 又は 同町和深字二ノ本 2859番1及び2859 番4	2855番 又は 2,591 及び 1,711	田	山林	17.46	—	不明 ただし、 伏見恵美子	和歌山県東牟婁郡串本町和深 2800番地	なし 又は オリックス債権 回収株式会社	東京都港区 浜松町二丁目4番1号	なし 又は 根抵当権
		山林	山林	1,711	17.84	又は 山崎竹春	東京都文京区本駒込5丁目44番4-204号 ただし、土地登記記録上の住所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字朝日二丁目144番地	—	—	—
和歌山県 東牟婁郡	2862番2	山林	山林	1,971.76	17.84	登記名義人 (亡)横畑俊一		—	—	—

串本町和 深字二ノ 本					上記法定相続人 横畑博美 (持分2分の1)	大阪府大阪市都島区友濶町3丁 目6番18-602号						
和歌山県東牟婁郡串 本町和深字二ノ本 2862番2 又は 同町和深字二ノ本 2859番1及び2859 番4	山林	山林	2,618 又は 2,591 及び 1,711	38.46	38.46	—	不明 ただし、 登記名義人 (亡)横畑俊一 上記法定相続人 横畑博美 (持分2分の1)	大阪府大阪市都島区友濶町3丁 目6番18-602号	なし 又は オリックス債権 回収株式会社	なし 又は 東京都港区 浜松町二丁 目4番1号	なし 又は 根抵当権	
和歌山県 東牟婁郡	山林	山林	991	1,644.96	682.14	29.13	平井文 (持分2分の1)  又は 山崎竹春	大阪府羽曳野市恵我之荘6丁目 17番2号  東京都文京区本駒込5丁目44 番4-204号 ただし、土地登記記録上の住所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字朝日二丁目144番地	なし 又は オリックス債権 回収株式会社	なし 又は 東京都港区 浜松町二丁 目4番1号	なし 又は 根抵当権	
							佐藤豊	大阪府堺市南区宮山台4丁目3番 3-307号	—	—	—	

串本町和 深字赤瀬 平見									ただし、土地登記記録上の住所 大阪府堺市宮山台四丁3番 3-307号	なし 又は オリックス債権 回収株式会社		なし 又は 根抵当権
和歌山県東牟婁郡串 本町和深字赤瀬平見 2935番2 又は 同町和深字二ノ本 2859番1及び2859 番4	山林	山林	991 又は 2,591 及び 1,711	23.29	23.29	—	不明 ただし、 佐藤豊  又は 山崎竹春	大阪府堺市南区宮山台4丁3番 3-307号 ただし、土地登記記録上の住所 大阪府堺市宮山台四丁3番 3-307号 東京都文京区本駒込5丁目44 番4-204号 ただし、土地登記記録上の住所 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町 大字朝日二丁目144番地	なし 又は オリックス債権 回収株式会社	なし 又は 根抵当権	東京都港区 浜松町二丁 目4番1号	

## 公 告

## 入 札 公 告

令和3年度オープン系人事給与システム構築、運用保守及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年5月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

令和3年度から令和10年度まで

## (2) 業務の名称

令和3年度オープン系人事給与システム構築、運用保守及び賃貸借

## (3) 業務の内容

人事給与システムの開発、データの移行、運用保守及び機器等のリース

## (4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## (5) 業務の期間

契約締結日から令和10年6月30日（金）まで

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和3年和歌山県告示第559号に規定する令和3年度オープン系人事給与システム構築、運用保守及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

## (2) 期間

令和3年5月25日（火）から同年6月8日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

## 4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の（1）に同じ。

## (2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和3年6月9日（水）午前9時から同月11日（金）午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

令和3年7月7日（水）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和3年7月7日（水）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札

は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2414

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Design, development, operation and maintenance of personnel affairs salary system and data migration from the current system to the new system and lease of equipment

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 7 July 2021 (Deadline for bids submitted by mail 9:30 a.m. 7 July 2021)

- (3) Contact point for the notice :

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2414

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp

**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

紀の川市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年5月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 都市計画の種類及び名称

紀の川都市計画下水道

## 2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

**監査公表****和歌山県監査公表第14号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月25日

和歌山県監査委員 保田栄一

和歌山県監査委員 河野ゆう

和歌山県監査委員 秋月史成

和歌山県監査委員 川畑哲哉

## 1 監査の対象

3の監査対象期間の財務に関する事務の執行

## 2 監査の着眼点

(1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。

(2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。

(3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。

(4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

## 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山下津港湾事務所	令和3年2月17日 令和3年3月17日

## 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

## (1) 指摘事項

駐車場使用料の徴収委託について、委託業者から報告のあった計算書に記載不備があるにもかかわらず、内容を確認せずに収入調定を行っていたので、現金徴収機の記録を確認したところ、収入調定額と一致していなかった。

よって、早急に調査を行い、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

(2) 注意事項

港湾施設災害復旧工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第15号

令和3年1月26日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月25日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成  
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 令和2年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 通信運搬費及び手数料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 庁舎喫煙所撤去業務委託の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 県税に係る現金等出納簿において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支出票については、履行確認の記名、押印漏れのないよう、所属職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 支出負担行為を行う際は、出納機関への合議漏れのないよう、所属職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(3) 収入調定票については、決裁権者の押印漏れのないよう、所属職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(4) 県税に係る現金出納簿については、決裁権者の押印漏れのないよう、所属職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(5) 令和元年11月5日に備品の現在高と現物の照合を行い、相違が確認された備品については、同月26日に事務処理を行った。                      今後は、随時物品管理簿を整備・確認するよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p>

2 日高振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和2年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 使用料及び賃借料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 自動車等使用台帳の車両管理者等確認印については、使用者及び管理者双方が確実に押印するよう、部内職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 支出票については、履行確認の記名、押印漏れのないよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(3) 資金前渡の支出負担行為については、出納機関への合議漏れのないよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(4) 令和元年11月5日に備品の現在高と現物の照合を行い、相違が確認された備品については、同月26日に事務処理を行った。</p>

で、適正に処理されたい。

今後は、随時物品管理簿を整備・確認するよう、関係職員に周知徹底し、再発防止に努めている。

3 日高振興局建設部

監査実施年月日 令和2年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 廃川敷地については、令和元年度末で1件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(2) 河川災害復旧助成工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 王子川の廃川敷地については、未利用の土地は部外者の立入りが行われないよう管理を強化するとともに、利用の意向がある土地は適正価格を算定の上、売払いの交渉を行っている。</p> <p>(2) 今回の案件は、軽易な工事変更ではないため変更承認手続を実施していたが、速やかな変更契約の締結を怠り、工期末での変更契約となったものである。 今後このようなことのないよう、軽易でない工事変更が生じた場合は、速やかに変更承認手続及び変更契約を行うよう、改めて所属職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p>

4 和歌山県立南部高等学校

監査実施年月日 令和2年11月19日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、現在高と現物との照合を適正に行うとともに、計画的な照合も実施するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第16号

令和3年2月17日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月25日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成  
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 東牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>和歌山県議会議員選挙における選挙運動の公費負担において、公費負担の対象とならない費用を請求者に支払っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>請求者に対し、過払いの事実を説明し、令和2年11月19日付けで全額返納された。 今後は、請求内容の確認を複数人で行うなど再発防止に努めるとともに、選挙運動費用の公費負担制度について、立候補予定者説明会や立候補届出事前審査等の機会を通じ、説明を行っていく。</p>

2 東牟婁振興局串本建設部

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>現金出納簿に記載されている受入者名及び払込者名が、それぞれ収納日及び払込日の当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>現金を受け入れた収納員が現金出納簿を作成するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>また、収納員が翌日休暇等で不在の場合は、出納員に事務処理の引継ぎを行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

## 3 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 毎日朝礼時に「安全運転7則」を確認するとともに、所属職員に安全運転技術向上研修を受講させ、交通事故防止に努めることとした。</p> <p>(2) 相違が確認された備品については、経緯を確認の上、事務処理を令和元年中に完了させた。</p> <p>今後は、適正な処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

## 4 和歌山県立串本古座高等学校

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>修繕料の支出負担行為の決裁において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>会計事務に関する認識不足に起因するものであることから、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p>

## 5 和歌山県立新翔高等学校

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>自家用電気工作物保安管理業務の委託料の支出について、履行確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>自家用電気工作物保安管理業務の委託料の支出について、履行確認がなされていなかった事例については、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p>

## 6 和歌山県立みくまの支援学校

監査実施年月日 令和2年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 自家用電気工作物保安管理業務委託の変更契約について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 根拠不明の減額負担行為を行っていた。</p> <p>イ 変更契約書に、変更後の月額支払額の記載漏れ、変更前契約年月日及び契約金額の記載誤りがあった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 備品の現在高と現物については、令和元年度中に照合を終え、相違が確認された備品については、事務処理を完了した。</p> <p>今後は、適正な備品管理を行うよう、所属職員に周知徹底し、再発防止に努めていく。</p> <p>(2) 契約の変更においては、根拠となる書類の添付を徹底するとともに、変更契約書の原契約及び変更契約に関する記載事項について複数人で確認し、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第17号

令和3年2月17日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月25日

和歌山県監査委員 保田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成  
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 自動販売機電気使用料の収入調定の取消しについて、決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 扶助費の支払において、支払が遅延している事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定の取消しを行う際には、決裁が必要であることを職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 支払遅延の再発を防止するため、支払前審査と支払済確認の作業を別の職員が行うこととした。</p>

2 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>令和2年度収納済報告書等の簿冊を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の督促について、督促状の指定納入期限を誤っていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>再発防止策として、公文書管理の重要性、公文書の適正管理及び保管について、改めて職員に対し周知徹底し、部内全職員に対して研修を実施した。</p> <p>また、個人情報を含む公文書は、業務上必要とする者以外の目に触れることのないよう、鉄庫等の保管場所に保管することを徹底した。</p> <p>さらに、公文書の所在が明確になるよう、保管庫やデスク周りの整理を徹底した。</p> <p>今後このようなことのないよう、十分な注意を払い、厳正な管理に努めている。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 交通事故対策として、職場の交通安全研修、「安全運転7則」の公用車内や職場内への掲示、朝礼の際の確認及び交通安全週間時における注意喚起といった従来からの啓発に加え、令和2年5月に振興局部長会議で対策を検討し、運転者へは公用車使用前の上司への出発前報告と車両点検を、上司へは運転者への注意喚起の声掛けを行うことを義務付け、振興局全体に公用車の安全運転の意識付けを行った。</p> <p>また、田辺警察署交通課長による交通安全研修会を、振興局全職員が受講した。</p> <p>さらに、事故を起こした際には、運転者、直属上司及び所属長が同席した上で振興局長に説明し、原因を明確にすることで、再発防止を図っている。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の督促状について、システムにより月末に自動設定されている指定納期限を和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、督促状を発する日から起算して10日を経過した日に変更し、適正に処理が行われるように改善した。</p>

3 西牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 光熱水費の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 支出の際の履行確認を徹底させるとともに、決裁等の際に履行確認を行っているかどうかを十分に確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 債権管理簿及び未収債権一覧表が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 損害賠償金の支払を伴い、廃車に至った公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>(3) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 廃川廃道敷地については、令和元年度末で3件が未処理となっている。 今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(5) 道路改良工事等において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 使用料及び賃借料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 和歌山県財務規則運用通知及び和歌山県債権管理ガイドラインに基づき、債権管理簿及び未収金一覧表を作成した。 今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 交通事故対策として、職場の交通安全研修、「安全運転7則」の公用車内や職場内への掲示、朝礼での確認及び交通安全週間時における注意喚起といった従来からの啓発に加えて、令和2年5月に振興局部長会議で対策を検討し、運転者へは公用車使用前の上司への出発前報告と車両点検を、上司へは運転者への注意喚起の声掛けを行うことを義務付け、振興局全体に公用車の安全運転の意識付けを行った。 また、田辺警察署交通課長による交通安全研修会を、振興局全職員が受講した。 さらに、事故を起こした際には、運転者、直属上司及び所属長が同席した上で振興局長に説明し、原因を明確にすることで、再発防止を図っている。</p> <p>(3) 相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を完了した。今後、新たに備品を購入した際は、保管場所など補足情報も併せて追記することとするなど適正な管理に努めている。</p> <p>(4) 廃道敷地については、公図混乱地域であり、処分を行う際には公図訂正の上、境界の確定が必要になるため、田辺市が行う地籍調査終了後に遅滞なく適切な処分を行っていく。 また、廃川敷地については、道路区域への編入や払下げ等の処分を進めるため関係者と協議中である。</p> <p>(5) 工事打合せ簿の内容を主任及び課長がチェックし、適切な時期に工事の設計変更がなされるよう、工事の進行管理を徹底した。</p> <p>(6) 解体に要する費用等の変更がある場合は、各監督員は受注者に対して変更書面に係る必要書類を提出するよう、連絡し確認することとした。 また、設計書の変更に係る審査の際は、審査者が各監督員に対し、解体に要する費用等の変更の有無を再度確認することとした。</p> <p>(7) 今後は、履行確認を徹底させるとともに、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県紀南児童相談所

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を令和元年度中に完了した。今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

6 和歌山県立田辺産業技術専門学院

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 重要物品の購入に係る知事の承認を得ていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 同様の事例が発生していないか確認するとともに、支出に当たっては、支出負担行為の合議を要する機関を確認するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 重要物品の購入の際には主管課に対して申請を行い、知事の承認を得た上で購入するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立田辺工業高等学校

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) ブロック塀修繕に係る契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 相違が確認された備品については、令和元年度中には照合を終え、事務処理を完了した。今後は、適正な備品管理を行うよう、職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則の運用について(依命通達)(昭和63年4月1日出第1号)に基づき、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 和歌山県財務規則に基づき、出納機関への合議区分を確認し、適切な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立南紀高等学校

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 許可権限のない教育財産の使用を許可していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 不用品処分調書において、出納員の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 教育委員会と協議し、現在許可権限のある高校より使用許可手続中である。今後は、和歌山県公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 令和元年度中に照合を終え、相違が確認された備品については事務処理を完了した。今後は、適正な備品管理を行うよう、職員に周知徹底し、再発防止に努めている。</p> <p>(3) 今後このようなことのないよう、再発防止に努め、複数人で確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

9 和歌山県立南紀支援学校

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>胸部X線撮影業務に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていないため、適正に処理</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周</p>

されたい。

知徹底した。

10 和歌山県立はまゆう支援学校

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 物品修繕の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 和歌山県財務規則に基づき、適正な処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

11 和歌山県田辺警察署

監査実施年月日 令和3年1月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 車両搬送業務について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が添付されていたので、適正に処理されたい。 (2) 車両搬送業務に係る単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 関係書類の確認を確実にし、今後は、適正な会計事務処理に努めるよう、関係職員に周知した。 (2) 関係書類の確認を確実にし、今後は、適正な会計事務処理に努めるよう、関係職員に周知した。</p>